

5

階段

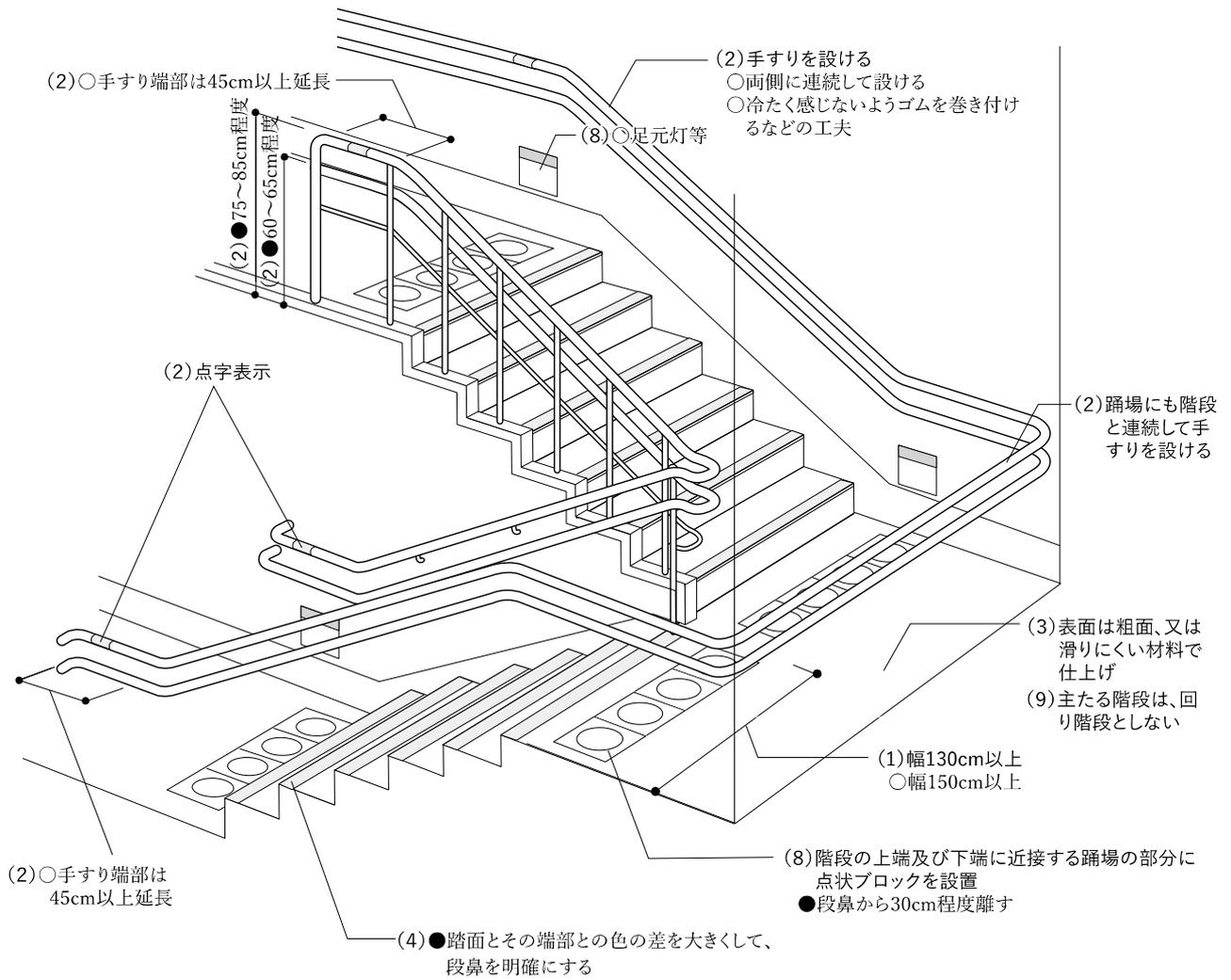
整備の基本的な考え方

- 階段は、高齢者、障害者等にとって転落、転倒等の危険の大きな場所であるため、昇降しやすさや転落防止に配慮した構造とし、注意喚起等の安全対策を行う。
- 視覚障害者の事故防止のため、段を識別しやすい構造とし、階段の上端と下端に近接する場所では点状ブロックを設置する。また、階段下の空間を開放する場合は、視覚障害者等が気付かずに衝突する危険があることにも留意が必要である。

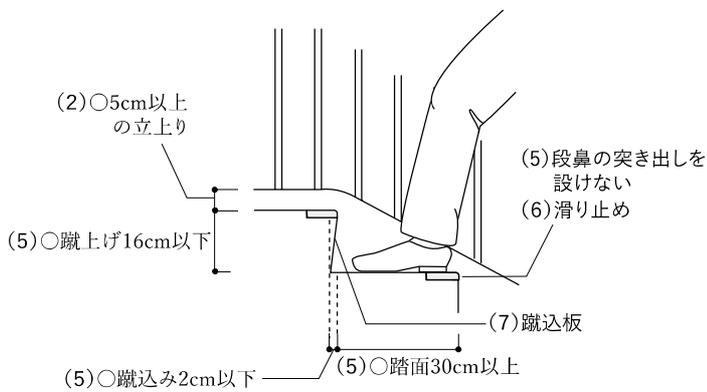
整備基準		解説	望ましい水準
利用者の利用に供する階段は、次に定める構造とすること。		●この基準は、施設利用者が利用する全ての階段に適用される。 →図「□階段の整備例」(60頁)を参照	
(1) 幅	主たる階段の幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10cmを限度として、ないものとみなす。)は、130cm以上とすること。 ただし、7に規定する構造のエレベーター及びその乗降ロビーが設けられた場合又は小規模施設若しくはその他の非該当施設の場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> ◀左欄記載施設▶ ◆「小規模施設」→2敷地内の通路(3)の解説(47頁)を参照 ●幅は、手すりの幅(10cmまで)も含めて130cm以上 	○幅 150cm以上
(2) 手すりの設置	手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。この場合において、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、階段と連続して手すりを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●手すりは、階段と踊場の両側に連続して設けることを基本とし、構造上困難な場合は、片側に連続して設けること。 ●床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75~85cm程度、下段60~65cm程度とし、1段の場合は、75~85cm程度とすること。 ●原則として、断面を円形(直径3~4cm程度)か楕円型とすること。 ●壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4~5cm程度とすること。 ●手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。 →「点字その他の案内設備」に関しては2敷地内の通路(1)ウ(ア)の解説(44頁)を参照	<ul style="list-style-type: none"> ○手すりは、両側に連続して設置する。 ○手すりは、冷たく感じないようゴムを巻き付けるなど工夫をする。 ○階段の上端では、手すりは水平に45cm以上延長し、下端では、斜めの部分を含めて段鼻から45cm以上延長する。 ○側面を手すり子形式の手すり等とする場合には、つえが落下しないよう、階段の側桁又は地覆を5cm以上、立ち上げる。
(3) 床面の仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	●濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	
(4) 段の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。	●踏面とその端部との色の差を大きくして、段鼻を明確にすること。	
(5) 段の構造	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●同一階段は、同一蹴上げ・踏面寸法とすること。 ●段鼻は、踏面及び蹴込板の面とそろえてつまずきにくい構造とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○蹴込み 2cm以下 ○蹴上げ 16cm以下 ○踏面 30cm以上
(6) 段鼻の仕上げ	段鼻には、滑り止めを設けること。	●金属製のものは、つえ等が滑るので避けること。	
(7) 蹴込板	蹴込板を設けること。	→図「■不適切な設計例」(60頁)を参照 ●つま先が引っかかったり、つえや足が落ち込む可能性もあるため、蹴込板を設けること。	

	整備基準	解 説	望ましい水準
(8) 点状ブロック等の敷設	<p>階段の上端及び下端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000㎡未満の同表の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。</p>	<p>≪左欄記載施設≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「小規模施設」→2敷地内の通路(3)の解説(46頁)を参照 ◆「別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：自動車教習所、寄宿舎又は下宿、事務所、工場 ◆「用途面積が2,000㎡未満の同表の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積2,000㎡未満の共同住宅、路外駐車場 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ●視覚障害者が階段の上端及び下端の位置を認知しやすいよう、点状ブロック等を敷設する。 ●点状ブロックの位置は、段鼻の直前とすると、踏み外す危険があるため、30cm程度離れた箇所とすること。 <p>→点状ブロックの形状、色、材質等に関しては、3出入口(2)エの解説(51頁)を参照</p>	<p>○必要に応じて、足元灯等を設置する。</p>
(9) 主たる階段の形状	<p>主たる階段は、回り階段でないこと。</p> <p>ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあっては、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>	<p>≪左欄記載施設≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「小規模施設」→2敷地内の通路(3)の解説(46頁)を参照 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ●「主たる階段」とは、施設内の移動において主に利用される可能性の高いものをいう。 ●らせん階段や踊場部分に段を設けた階段とせず、安全な水平面が確保された直階段又は折れ階段とすること。 <p>→図「■階段の形状例」(61頁)を参照</p>	<p>○主たる階段以外の階段においても回り階段は設けない。</p> <p>○直階段は、万一転落した場合、一気に下まで落ちてしまう危険性があるので、折り返し階段とすること。直階段とする場合には、踊場を大きめに確保する等の配慮をする。</p>

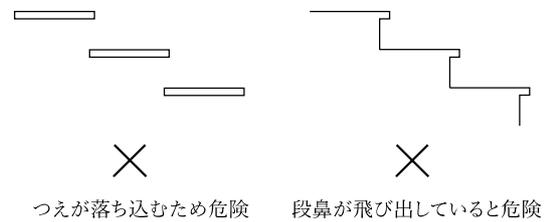
□ 階段の整備例



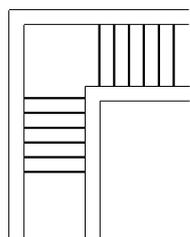
■ 階段の望ましい構造例



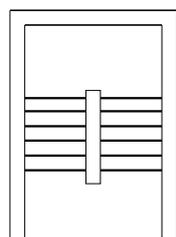
■ 不適切な設計例



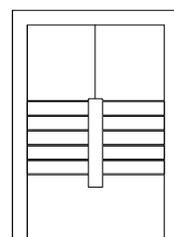
■ 階段の形状例



○

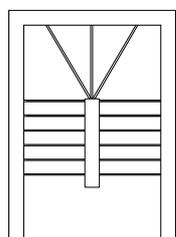


○

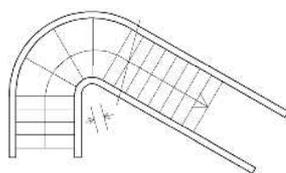


○

回り階段

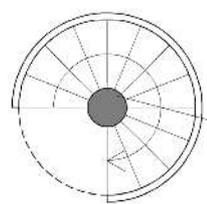


△



△

らせん階段



×

(小規模施設及びその他の非該当施設であって空間の確保が困難な場合に限る)

資料：右2つの図は「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7〔2025〕年5月）」（国土交通省）p61を加工して作成